

第8回まちづくり町民会議会議録

日時	平成20年10月8日（水）午後7時～午後9時			
場所	会津美里町役場高田庁舎 北第3会議室			
出席者数	委員 9名参加			
委員	氏名	氏名	氏名	氏名
	荒井弘之	塩田光顕	福田祐子	
	石川栄子（座長）	東瀬紘一	佐藤国男	片山玲子
	渡辺秀造			
事務局	総合政策課課長補佐	佐藤 智	総合政策係長	木崎 稔
	総合政策課	渡部朋宏	総合政策課	横山 美代子

1. 開会

2. 座長あいさつ

3. 協議事項 ワークショップ

(1) テーマ1 「住民参加を進めるにあたっての理念・目的等」

【1班】

- ・住民の目線による行政
- ・住民意志の反映
- ・参加意識を高める
- ・住民の主体性（他人事ではない）
- ・まちとしてのコミュニティの形成
- ・町の歴史と伝統を継承すること
- ・風通しの良い行政
- ・個性を生かしつつ全体主義へ
- ・納得感
- ・地域性の反映
- ・時代の流れ
- ・会津美里町の町民であるという意識を高ぶらせる
- ・町が一つの家族のようになればいい
- ・依存からの脱却
- ・未来につなげる
- ・合併の弊害の除去
- ・あきらめムードの排除
- ・危機意識の認識

- ・ライフワークバランスがとれる
- ・住みやすい
- ・「自分たちのまちを自分たちでつくる」ということ
- ・住みよいまちづくり
- ・生活に便利なまちづくり
- ・生活に安全安心なまちづくり
- ・町の観光発展
- ・子ども達の健全育成
- ・年寄りを大切にすまちづくり
- ・町民が気軽に健康づくりができる

【2班】

- ・住民参加とは住民の基本的権利である
- ・住民参加とは住民の意見を活かすこと
- ・住民参加とは行政の住民によるチェックである
- ・住民参加とは地域づくりの手段である
- ・住民参加とは役場と一体で進めることである
- ・情報公開を義務として位置づける
- ・住民自治：地方自治体では住民中心の自治を行わなければならない
- ・団体自治：国，県，市町村は上下の関係ではなく，上下の関係ではなくそれぞれに独立した政府であり，互いに干渉を受けることなく，地域のことを自分たちで決めることができる
- ・政治は暮らし，環境は施策の結果という認識を持つこと
- ・行政の範囲を識ること（できること，できないことを法のもとに立証する）
- ・住民と行政の相互関係の構築（住民：やらせるでなくやってもらう，行政：やってあげるでなくやらせてもらう）
- ・役場はやらせてもらうという姿勢をもつこと
- ・行政や議会で取り上げられない苦情等をどうするか
- ・町民自身が住みよく暮らしやすいまちを目指すこと
- ・老人に感謝し，子どもがのびのびと育つ環境を醸成すること
- ・声の大きな人が得する現在から声なき声を大切にすること
- ・パブリックコメントを構築すること（行政への提言等の意識をもつ）
- ・子どもはまちの宝，将来を見据えた施策を提案すること
- ・議会が本来の役目であるチェック機能を果たしていない
- ・特定の意志による行政の独断の防止
- ・無駄（金，人，物）の削減を目指した機能整備（チェック機能）

(2) テーマ2「住民参加により進めるべきまちづくり(行政活動)とは？」

【1班】

- ・ 様々な施設をつくる時
- ・ 施設を活用するとき(体験農場などの町民の利用)
- ・ 施設
- ・ 計画段階からの公共事業
- ・ 商店街振興計画
- ・ 町民の所得が上がるような計画, 企画
- ・ PR活動
- ・ 観光に関わる決定
- ・ 若者と行政活動に参加させる
- ・ 町で行うイベント(成人式など)
- ・ お祭りへの参加(御田植えなど)
- ・ 夜のイベント

【2班】

- ・ 行政活動: 学校建設, 道路の建設, 料金値上げ, 福祉制度改正, 行政組織変更
- ・ 政策を決めるとき
- ・ ある程度以上の公共施設を作るとき
- ・ 道路を作るとき
- ・ 予算を決めるとき
- ・ 制度が変わったとき(国も含む)
- ・ 監査の結果(会計士の意見等)
- ・ 公債がからむ事業の計画
- ・ 町政の重要な政策の決定
- ・ 権力に左右される行政活動の決定

4. その他

次回以降のまちづくり町民会議について

第9回まちづくり町民会議 平成20年10月22日(水)午後7時~

今回, 各テーマ毎に各班で話し合った内容を材料とし, 委員全員で整理する。

時間が余れば, テーマ3「住民の意見を町政に反映させるための方策」について, ワークショップでの検討を行う。

5. 閉会